

## ITC-J京都クラブ細則

### 1. 会合

- 1.1. ITC京都クラブの例会は、京都ガーデンパレスにおいて、毎月第3金曜日午後1時30分開会する。
- 1.2. 1会計年度最後の例会を役員就任式とする。7月、8月は休会とする。

### 2. 会費

- 2.1. 正会員は次の会費を7月31日までに納める。

クラブ年会費	20,000円
ITC-J年会費	5,000円
カウンスル年会費	4,000円

- 2.2. 途中入会の正会員は、ITC-J、カウンスルの年会費についてはそれぞれの規定に従い、この他に、クラブ年会費は、入会の申請をした月からその会計年度の終わりまで月割りで計算した会費を納める。

### 3. 支払

- 3.1. 諸費の請求はすべて承認を得た後に支払われるが、例会会場費は次の例会で支払い報告のみ行う。

### 4. 旅費

- 4.1. カウンスルへの派遣員がカウンスル会合に、リージョンへの派遣員がリージョン会合に出席する場合は、最低旅費を支給する。
- 4.2. カウンスル、ITC-Jのスピーチコンテストに出場するスピーカーには、最低旅費が支給される。ただし、カウンスルより援助される分を差し引く。

### 5. 欠席届

- 5.1. 正当な理由を申し出ることなく2回続けて例会に出席しない正会員には、その人の会員としての資格が危うくなっている事を通知する。正当な理由を届け出ず、第3回目の会合にも出席しない場合は、退会を勧告される。

### 6. 長期欠席会員

- 6.1. 長期欠席会員の最大期間は半年とする。ただし、正当な理由のある場合は更新もありうる。会費および負担金は正会員と同様に納める。

### 7. 移籍会員

7.1. 会員委員長は移籍を希望する会員の所属クラブに会員歴の提出を要請し、各レベル会費の納入状態を確認する。例会にて2/3の賛成により、移籍は認められる。取り寄せた会員歴をファイルする。

7.2. 例会が開かれない時期に、会計処理上の条件など時間的制限がある場合、通信による採択が許される。会員委員長宛ての投票の2/3の賛成を得て移籍を認めることができる。

## 8. 会友

8.1. 本人の申し出があれば正会員として在籍10年以上、クラブ役員経験2回以上、あるいは本クラブに貢献した人に対し、会員の過半数の賛成により資格が与えられる。正会員には含まれない。すべてのレベルの年会費は納めないが、出席した会合の実費を支払う。

## 9. 入会手続

9.1. 会員によって紹介されたものが、2回以上例会に出席した後、入会を希望した場合、紹介者は例会において推薦の言葉を述べ、クラブ会則3.1.1 及び3.1.2. に従い、入会を承認される。

## 10. 退会手続

10.1. 退会する場合は、退会届を役員会に提出し、担当任務の引継ぎを行う。

## 11. 慶弔

11.1. 会員の慶事に対しては、祝意を表し、会員の過半数の賛成による金額にて祝物を贈る。

11.2. 会員の病気、死去に際しては、会員の過半数の賛成による金額で、お見舞いあるいはお供えを贈る。

## 12. 表彰

12.1. 1会計年度クラブ会合に全出席の会員は、最終の例会において表彰される。

## 13. 修正

13.1. 細則は、前もって通達のない場合は、2/3の賛成、または前もって通達があった場合は、過半数の賛成によって修正及び廃止することができる。

1979年6月採択

1997年5月修正

2002年1月修正

2003年5月修正

2005年9月修正

十進法表記に変更12月修正

2007年6月修正

2010年5月修正

2012年5月修正

2013年10月修正

2014年9月修正

2018年5月18日採択

2018年11月16日修正